

宮城の再エネ課税国同意

大規模森林開発を規制

鈴木淳司総務相は17日、再生可能エネルギー事業者を規制する宮城県の独自課税新設に同意した。全国で初めて、大規模な森林開発を伴う事業者から営業利益の2割相当を徴収する。森林部での事業展開を難しくすることで、平地などに誘導し、良好な自然環境を守る。使い道を特定しない法定外普通税で、村井嘉浩知事は同日、来年4月1日に導入すると表明した。

全国初 来年4月導入

再エネは脱炭素社会の実現へ普及が急がれる一方、乱開発などで地元住民の反感を招く事例が目立つてきており、新税は共存を目指す取り組みと言える。青森県が新たに再エネ課税構想

を打ち出すなど追従の動きがあり、効果があれば全国に広がる可能性がある。正式名称は「再生可能エネルギー地域共生促進税」。課税対象は0.5ha超の森林を開発する太陽光と風力、バイオマスの発電施設で、エネルギーの種別に応じて税率を設定する。太陽光の場合は出力1割当たり最低620円、風力は同2470円で、国の固定価格買い取り制度（FIT）の売電価格に応じて税率を定める。

宮城県が導入する再生可能エネルギー新税のイメージ

営業利益の2割相当 (税負担)	非課税
 <p>森林</p> <p>環境破壊や景観悪化懸念</p> <p>対象 太陽光、風力、バイオマス</p>	 <p>平地など</p> <p>森林以外に誘導</p> <p>対象外 水力、地熱</p>

「適地誘導が目的」 知事

再生可能エネルギー事業者を規制する宮城県の独自新税が総務相の同意を得た17日、村井嘉浩知事は県庁で報道陣の取材に応じ「新税は再エネを抑制するので

はなく、地域の理解を得て適地に誘導することが目的だ」と意義を強調した。村井知事は今後、再エネ事業者に対し、税の考え方や仕組みの周知徹底を図る考えを明らかにし「事業者が地域住民と話し合い、課題を解決するように努力してもらえるのではないかと期待感を示した。



非課税の「促進区域」は各市町村が住民や有識者、事業者らによる地域協議会を設置し、合意形成を図る。県によると、県内に計画があり課税対象となり得るのは、今年4月時点で36事業がある地域で、地域協議会の設置準備が進んでいるという。村井知事は「事業者と地元の話し合いが円滑に進んでいる所は、来年4月以降も問題なく進めていくことができるだろう」との見通しを示した。

策に取り組み政府の後押しもあり、各地で開発が進む。森林はまとまった用地を確保しやすく、土地の価格も比較的安い。しかし大規模な森林伐採や土砂崩れのリスクが高い傾斜地への太陽光パネル設置を伴う事業も散見され、事業者と住民が安全性や景観を巡りトラブルになるケースも相次ぐ。宮城県は税の徴収を目的としておらず、新税で採算を取れなくすることで、法律に基づく「促進区域」などに発電事業を集約したい考えた。施行前に着工した発電施設は課税の対象外。施行から5年以内の内容を検証して見直す。